

短期給付(共済組合)

一、短期給付の種類

短期給付の種類は、次のとおりである。

- (一) 療養の給付及び療養費
- (二) 家族療養費
- (三) 高額療養費
- (四) 出産費
- (五) 配偶者出産費
- (六) 育児手当金
- (七) 埋葬料
- (八) 家族埋葬料
- (九) 傷病手当金
- (十) 出産手当金
- (十一) 休業手当金
- (十二) 弔慰金
- (十三) 家族弔慰金
- (十四) 災害見舞金

これらは、いわゆる法定給付といわれるものであって、第一号から第八号までに掲げる給付が保健給付、第九号から第十一号までに掲げる給付が休業給付、第十二号から第十四号までに掲げる給付が災害給付である。

この第一号から第十号までに掲げられた給付の内容は、おおむね健康保険法の給付と同様であるが、第十一号から第十四号までの四種の給付は、共済制度独自の給付である。

公立学校共済組合は、上に掲げた短期給付に合わせに行う組合独自の附加給付は次のとおりである。

- (一) 家族療養費附加金
- (二) 入院附加金
- (三) 出産費附加金
- (四) 配偶者出産費附加金
- (五) 育児手当金附加金
- (六) 埋葬料附加金

二、昭和五十二年の短期給付額

昭和五十二年における短期給付の支出内訳は表14のとおりであるが、支

- (七) 家族埋葬料附加金
- (八) 傷病手当金附加金
- (九) 災害見舞金附加金
- (十) 結婚手当金

出総額は三十六億一千二百万円となり組合員一人当たりは、約十六万四千円となっている。
また、この支出総額を医療給付とその他の給付に分けてみますと医療給付は全体の九十五パーセントを占める約三十四億三千万円となっている。これは組合員一人当たりになると約十五万五千円となる。

表14 昭和52年度短期給付額

種別	件数	金額	組合員1人当たり額		
			給付	付額	
法定給付	療養の給付	149,968	1,473,729,887	/	
	家族療養の給付	227,085	1,472,991,942		
	療養費	1,136	6,225,145		
	家族療養費	1,354	6,163,273		
	高額療養の給付	1,324	34,702,803		
	高額療養費	1,490	44,251,185		
	薬剤支給	5,455	20,191,028		
	看護移送料	29	1,936,152		
	小計	387,841	3,060,191,415		138,658
	その他の給付	404	57,072,256		/
配偶者出産費	259	29,991,623			
育児手当金	648	1,555,200			
埋葬料	39	9,005,552			
家族埋葬料	180	31,242,171			
傷病手当金	68	9,441,463			
出産手当金	5	1,030,145			
休業手当金	1	46,453			
弔慰金	-	-			
家族弔慰金	2	366,654			
災害見舞金	18	3,771,054			
小計	1,624	143,522,571	6,503		
法定給付合計	389,465	3,203,713,986	145,161		
附加給付	家族療養費附加金	201,749	357,594,400	/	
	入院附加金	2,373	12,558,300		
	小計	204,122	370,152,700		16,771
	出産費附加金	398	4,322,728		/
	配偶者出産費附加金	259	3,648,974		
	育児手当金附加金	643	3,215,000		
	埋葬料附加金	39	572,888		
	家族埋葬料附加金	180	2,740,133		
	傷病手当金	57	9,490,799		
	災害見舞金	18	2,262,625		
結婚手当金	402	12,060,000			
小計	1,996	38,313,147	1,735		
附加給付合計	206,118	408,465,847	18,507		
短期給付総計	595,583	3,612,179,833	163,669		